



支えあい、安心して暮らせる地域に



2024年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「基本法」という)に基づく「新しい認知症観」とは？

- ア. 認知症の本人の声や視点を尊重する
- イ. 認知症は誰もがなる可能性があり、みんなが自分ごととして理解する
- ウ. 認知症になっても、住み慣れた地域で仲間とともに、自分らしく暮らすことができる

(出典：厚生労働省ホームページ)

認知症になっても、「その人らしさ」を大切に

認知症とは？

認知症とは、認識したり、記憶したり、判断したりする力が病気により減退し、社会生活に支障をきたす状態のことです。決して他人事ではなく、年をとれば誰にでも起こりえる身近な病気です。

認知症の人の気持ち

症状の進行により記憶が途切れがちになっても、認知症の人の心は豊かに生きています。気持ちを言葉でうまく表せないことがあります。楽しい、うれしい、感謝の気持ち、怒りや悲しみ、悔しさなど、その想いは変わりありません。また、人生において培ってきたその人なりの価値観や人格を持ち続けています。認知症により戸惑う本人の声を聞き、気持ちを理解し、やさしく接することが大切です。

認知症の人への対応の心得 “3つの「ない」”

1. 驚かせない

2. 急がせない



3. 自尊心を
傷つけない

基本法にもある「新しい認知症観」や「正しい理解」をするために、「オレンジサポーター養成講座」を開催しています。

講座のテキストや内容も基本法の施行に伴って一新され、認知症の本人や家族の視点を盛り込まれることで、より分かりやすくなっています。

無料で認知症を学ぶことができ、バッジやリング、テキストなどのグッズももらえるオレンジサポーター養成講座を、受講してみませんか。

また、「認知症のキホン」には認知症の診断費用の全額助成などの施策や、実用的な情報をまとめています。二次元コードよりご覧ください。

